

令和8年
7月号

宝珠山

発行 宝珠山駐在所

増田 大輔

協力 東峰村役場

朝倉警察署 (0946) 22-0110

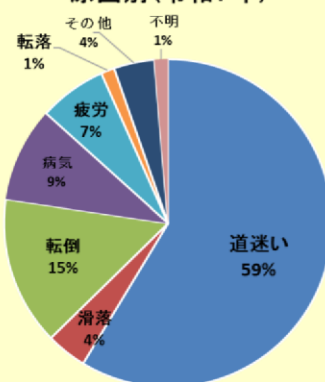
～山岳遭難を防止しましょう～

- ① 無理のない登山計画を立てましょう。
登山ルートを確認して自分の体力・経験・技術に応じた登山計画を立てましょう。
- ② 装備品・携行品を確認しましょう。
食料品・飲料水、スマートフォン・携帯電話、雨具・防寒具、登山靴、懐中電灯等を準備しておきましょう。
- ③ 情報収集しましょう。
最新の気象情報や登る山の情報等を事前に情報収集しておきましょう。
- ④ 下山のときそ注意しましょう。
下山時は、足腰に疲労が溜まり、注意力が低下して転倒や滑落しやすくなるためゆっくり慎重に下山しましょう。
また、注意力の低下等により、道標に気付かずに登山道を外れるなどして、道に迷う危険が高まり、捜索が難しくなります。
道に迷ったときは、無理に進まず、来た道を引き返しましょう。
正しい登山道に戻れない場合は、警察に通報し、むやみに動かず体力を温存し、救助を待ちましょう。
- ⑤ 登山計画書（登山届）を作成・提出しましょう。
登山する際は、家族等に予定を伝えておいてください。また、山を管轄する警察署、交番、警察本部地域総務課等に登山計画書（登山届）の提出をお願いします。
県警ホームページまたは右のQRから、登山計画書を電子申請することもできます。

令和7年中(福岡県内)

59件 発生

原因別(令和7年)



福岡県警察防犯アプリ

みまもっち

【みまもっち】の登録も引き続きお願いします。

QRコード→



★朝倉警察署のHPは

👉👉こちらから👉👉

事件・事故発生状況 (5/1～5/31) 事件1件 (詐欺の電話 被害なし)
怪我のある事故0件 怪我のない事故1件



駐在所からの気になる情報

令和8年9月1日改正道路交通法施行！！

令和8年9月1日から生活道路の法定最高速度が時速30キロとなります！！

○ 生活道路とは・・・一般的に地域住民の日常生活に利用される身近な道路を指します。

● ①公安委員会による速度規制がなく、②中央線や中央分離帯がない、道路を言います。

○ 現行の自動車の最高速度 (一般道路)

● 標識や道路標示で最高速度が指定されている道路 → その速度 (いわゆる「指定速度」)

● それ以外の道路 → 60km/h

○ 令和8年9月1日以降の自動車の最高速度 (一般道路)

● 標識や道路標示最高速度が指定されている道路 → その速度 (従来通り)

● 標識や道路標示で最高速度が指定されていない道路 → 中央線 あり → 法定速度 60km/h

→ 中央線 なし → 法定速度 30km/h

と簡単に説明するようになりますので、注意してください。

東峰村はほとんどの道路が生活道路ですので、余裕ある運転をお願いします。

